

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者層の保険料減額賦課にかかる保険料率を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度まで」に、「2 4, 0 0 0 円」を「2 0, 4 0 0 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 0, 4 0 0 円」とあるのは、「3 4, 8 0 0 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 0, 4 0 0 円」とあるのは、「4 0, 5 0 0 円」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市介護保険条例第3条第2項、第3項および第4項の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第111号
参 考 資 料

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、低所得者層の保険料減額賦課にかかる保険料率を改めようとするものである。

2 改正の内容

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料率を次のとおり改める。
（第3条関係）

所得段階	基準額 (60,000円) に対する割合 ※（）書は 現行割合	対象者	保険料率（円）	
			改定後 (31年度)	現 行 (30年度)
第1	基準額 ×0.340 (0.400)	生活保護受給者 市民税世帯非課税者で老齢福祉年金を受給している者 市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	<u>20,400</u>	<u>24,000</u>
第2	基準額 ×0.580 (0.660)	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の者	<u>34,800</u>	<u>39,600</u>
第3	基準額 ×0.675 (0.700)	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える者	<u>40,500</u>	<u>42,000</u>

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(2) 経過措置

改正後の保険料率の規定の適用関係について、必要な経過措置を設ける。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 27,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 39,600円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,000円</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,400円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,400円」とあるのは、「34,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,400円」とあるのは、「40,500円」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 27,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 39,600円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,000円</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,000円</u>とする。</p>	
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>		

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市介護保険条例第3条第2項、第3項および第4項の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。